

**第2号議案****宮城県立高等学校学則の一部改正について**

宮城県立高等学校学則(昭和25年宮城県教育委員会規則第33号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年10月23日提出

宮城県教育委員会教育長 佐 藤 靖 彦

**1 改正理由**

県立高等学校組織編制計画の実施に伴う所要の改正を行うもの。

**2 改正内容**

(1)令和8年度県立高等学校組織編制計画関係  
学年制による全日制の課程(別表第1(第1条関係))

**【学級減】**

学校名	学科名	計画内容	第1学年 収容定員
塩釜高等学校	普通科	1学級減	240人→200人

# 宮城県立高等学校学則の一部改正について

## (2)令和7年度県立高等学校組織編制計画関係

### ア 学年制による全日制の課程(別表第1(第1条関係))

#### 【再編 分校化】

学校名	学科名	計画内容	第2学年 収容定員
蔵王高等学校	普通科	募集停止(2学級減)	80人→0人
白石高等学校蔵王キャンパス	普通科	新設(1学級増)	0人→40人
一迫商業高等学校	流通経済科	募集停止(1学級減)	40人→0人
	情報処理科	募集停止(1学級減)	40人→0人
築館高等学校 一迫商業キャンパス	情報ビジネス科	新設(1学級増)	0人→40人

#### 【学級減】

学校名	学科名	計画内容	第2学年 収容定員
富谷高等学校	普通科	1学級減	280人→240人

#### 【学科改編】

学校名	学科名	計画内容	第2学年 収容定員
水産高等学校	海洋総合科	募集停止(4学級減)	160人→0人
	船舶運航科	新設(1学級増)	0人→40人
	生物環境科	新設(1学級増)	0人→40人
	食品科	新設(1学級増)	0人→40人

## イ 単位制による全日制の課程(別表第1(第1条関係))

### 【学級減】

学校名	学科名	計画内容	第2年次 収容定員
迫櫻高等学校	総合学科	1学級減	200人→160人

## (3)令和6年度県立高等学校組織編制計画関係

### 学年制による全日制の課程(別表第1(第1条関係))

### 【学級減】

学校名	学科名	計画内容	第3学年 収容定員
鹿島台商業高等学校	商業科	1学級減	120人→80人
亘理高等学校	商業科	募集停止(1学級減)	40人→0人
涌谷高等学校	普通科	1学級減	160人→120人

## 3 施行期日

令和8年4月1日

## 宮城県教育委員会規則第16号

# 宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則(昭和25年宮城県教育委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

宮城県築館高等学校	普通科	3年	男女	160	160	160
一迫商業キャンパス	情報ビジネス科	3年	男女	40	40	—
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県一迫商業高等学校	流通経済科	3年	男女	—	—	40
	情報処理科	3年	男女	—	—	40
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県鹿島台商業高等学校	商業科	3年	男女	80	80	80
宮城県富谷高等学校	普通科	3年	男女	240	240	280
宮城県蔵王高等学校	普通科	3年	男女	—	—	80
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県亘理高等学校	普通科	3年	男女	80	80	80
	食品科学科	3年	男女	40	40	40
	商業科	3年	男女	—	—	—
	家政科	3年	男女	40	40	40
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県涌谷高等学校	普通科	3年	男女	120	120	120
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

## 2 単位制による全日制の課程

学校名	学科	修業年	男女の	各年次収容定員
-----	----	-----	-----	---------

宮城県築館高等学校	普通科	3年	男女	160	160	160
一迫商業キャンパス	情報ビジネス科	3年	男女	40	—	—
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県一迫商業高等学校	流通経済科	3年	男女	—	40	40
	情報処理科	3年	男女	—	40	40
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県鹿島台商業高等学校	商業科	3年	男女	80	80	120
宮城県富谷高等学校	普通科	3年	男女	240	280	280
宮城県蔵王高等学校	普通科	3年	男女	—	80	80
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県亘理高等学校	普通科	3年	男女	80	80	80
	食品科学科	3年	男女	40	40	40
	商業科	3年	男女	—	—	40
	家政科	3年	男女	40	40	40
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県涌谷高等学校	普通科	3年	男女	120	120	160
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

## 2 単位制による全日制の課程

学校名	学科	修業年	男女の	各年次収容定員
-----	----	-----	-----	---------

		限	別	第1年 次	第2年 次	第3年 次			限	別	第1年 次	第2年 次	第3年 次
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県迫桜高等 学校	総合学科	3年	男女	160	<u>160</u>	200	宮城県迫桜高等 学校	総合学科	3年	男女	160	<u>200</u>	200
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第3号議案

県立特別支援学校学則の一部改正について

県立特別支援学校学則(昭和43年宮城県教育委員会規則第6号)の一部を改正する。

令和7年10月23日提出

宮城県教育委員会教育長 佐 藤 靖 彦

1 改正趣旨

令和8年度県立特別支援学校高等部の入学希望等を勘案し、収容定員を変更するもの。

2 改正内容

別表第3第2号の表の収容定員を改める。

3 施行期日

令和8年4月1日

# 県立特別支援学校学則の一部改正について

## 収容定員の改正

【高等部】

※ 朱書き・下線部が変更した部分

(単位:人)

	学 校 名	学 科	収 容 定 員							
			改 正 前				改 正 後			
			第1学年	第2学年	第3学年	計	第1学年	第2学年	第3学年	計
1	視覚支援学校	普通科	11	11	11	33	11	11	11	33
		保健理療科	8	8	8	24	8	8	8	24
2	聴覚支援学校	産業工芸科			8	8				0
		機械システム科			8	8				0
		被服科			8	8				0
		理容科			8	8				0
		普通科	8	8		16	8	8	8	24
		工業技術科	8	8		16	8	8	8	24
		生活デザイン科	8	8		16	8	8	8	24
3	光明支援学校	普通科	35	25	25	85	36	35	25	96
4	小松島支援学校	普通科	24	29	38	91	19	24	29	72
5	秋保かがやき支援学校	普通科	11	8		19	8	11	8	27
		産業技術科	32	32		64	32	32	32	96
6	松陵支援学校	普通科	11			11	11	11		22
7	西多賀支援学校	普通科	17	14	14	45	14	17	14	45
8	石巻支援学校	普通科	38	30	35	103	35	38	30	103
9	気仙沼支援学校	普通科	19	8	19	46	19	19	8	46
10	名取支援学校	普通科	19	22	22	63	19	19	22	60
11	角田支援学校	普通科	16	16	19	51	16	16	16	48
12	迫支援学校	普通科	11	14	19	44	11	11	14	36
13	金成支援学校	普通科	19	19	19	57	19	19	19	57
14	古川支援学校	普通科	22	22	14	58	30	22	22	74
15	船岡支援学校	普通科	20	20	20	60	20	20	20	60
16	山元支援学校	普通科	14	22	22	58	14	14	22	50
17	利府支援学校	普通科	19	25	27	71	23	19	25	67
18	岩沼高等学園	産業技術科	40	40	40	120	40	40	40	120
19	岩沼高等学園 川崎キャンパス	産業技術科	8	8	8	24	8	8	8	24
20	小牛田高等学園	普通科	24	24	24	72	24	24	24	72
21	女川高等学園	産業技術科	24	24	24	72	24	24	24	72
	合 計		466	442	440	1,351	465	466	442	1,374

宮城県教育委員会規則第17号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和43年宮城県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
学校名	学 科	修業 年限	収容定員			学校名	学 科	修業 年限	収容定員		
			第1 学年	第2 学年	第3 学年				第1 学年	第2 学年	第3 学年
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立聴覚支援学校	普通科	3年	8	8	<u>8</u>	宮城県立聴覚支援学校	普通科	3年	8	8	—
	工業技術科	3年	8	8	<u>8</u>		産業工芸科	<u>3年</u>	—	—	8
	生活デザイン科	3年	8	8	<u>8</u>		機械システム科	<u>3年</u>	—	—	8
宮城県立光明支援学校	普通科	3年	<u>36</u>	<u>35</u>	25		工業技術科	3年	8	8	—
宮城県立小	普通科	3年	<u>19</u>	<u>24</u>	<u>29</u>		被服科	<u>3年</u>	—	—	8
							生活デザイン科	3年	8	8	—
							理容科	<u>3年</u>	—	—	8
						宮城県立光明支援学校	普通科	3年	<u>35</u>	<u>25</u>	25
						宮城県立小	普通科	3年	<u>24</u>	<u>29</u>	<u>38</u>

松島支援学校					
宮城県立秋保かがやき支援学校	普通科 産業技術科	3年 3年	<u>8</u> 32	<u>11</u> 32	<u>8</u> <u>32</u>
宮城県立松陵支援学校	普通科	3年	11	<u>11</u>	—
宮城県立西多賀支援学校	普通科	3年	<u>14</u>	<u>17</u>	14
宮城県立石巻支援学校	普通科	3年	<u>35</u>	<u>38</u>	<u>30</u>
宮城県立氣仙沼支援学校	普通科	3年	19	<u>19</u>	<u>8</u>
宮城県立名取支援学校	普通科	3年	19	<u>19</u>	22
宮城県立角田支援学校	普通科	3年	16	16	<u>16</u>
宮城県立迫支援学校	普通科	3年	11	<u>11</u>	<u>14</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立古川支援学校	普通科	3年	<u>30</u>	22	<u>22</u>

松島支援学校					
宮城県立秋保かがやき支援学校	普通科 産業技術科	3年 3年	<u>11</u> 32	<u>8</u> 32	— —
宮城県立松陵支援学校	普通科	3年	11	—	—
宮城県立西多賀支援学校	普通科	3年	<u>17</u>	<u>14</u>	14
宮城県立石巻支援学校	普通科	3年	<u>38</u>	<u>30</u>	<u>35</u>
宮城県立氣仙沼支援学校	普通科	3年	19	<u>8</u>	<u>19</u>
宮城県立名取支援学校	普通科	3年	19	<u>22</u>	22
宮城県立角田支援学校	普通科	3年	16	16	<u>19</u>
宮城県立迫支援学校	普通科	3年	11	<u>14</u>	<u>19</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立古川支援学校	普通科	3年	<u>22</u>	22	<u>14</u>

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立山元支援学校	普通科	3年	14	<u>14</u>	22	宮城県立山元支援学校	普通科	3年	14	<u>22</u>	22
宮城県立利府支援学校	普通科	3年	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>25</u>	宮城県立利府支援学校	普通科	3年	<u>19</u>	<u>25</u>	<u>27</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3 専攻科 [略]											

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 第4号議案

## 宮城県指定文化財の指定について

下記文化財について、文化財保護条例(昭和50年12月25日条例第49号)第3条第1項の規定により、宮城県指定文化財に指定する。

## 有形文化財(絵画)

名 称	員数	文化財の所在地	所有者
躑躅ヶ岡花見図	1隻	仙台市青葉区 川内26	仙台市

令和7年10月23日提出

宮城県教育委員会教育長 佐 藤 靖 彦

## 答申書

## 県指定文化財の指定について

躑躅ヶ岡花見図 一隻

躑躅ヶ岡花見図は、現在の榴岡天満宮（仙台市宮城野区榴ヶ岡）を中心として、酒宴や散策する親子といった花見の光景を中心に、神社の参詣者、桜の馬場での流鏑馬とその見物客などの遊楽地の光景が描かれた屏風である。制作年代は江戸時代中期とみられている。

本作品は、古くから画題とされてきた名所である塩竈・松島に加え、新たに生まれた名所である仙台城下の景観・風俗を描いた初期の作品として稀少である。また、現代に続く名所、榴岡・榴岡天満宮の江戸時代中期の実際の風景を西から東を俯瞰する伝統的な構図に整え、遊楽の光景を鳥瞰的に描きだすなど、絵師の高い力量が感じられる作品であるとともに、当時の榴岡の景観や花見の光景、参詣や流鏑馬などの風俗を詳細に知ることのできる極めて貴重な作品としても高く評価できる。

以上のことから、本図を宮城県指定有形文化財（美術工芸品〔絵画〕）に指定することが適当である。

※令和7年8月22日付  
宮城県文化財保護審議会長(答申)

